

広島県訓令  
広島県議会議務局訓令  
広島県選挙管理委員会訓令  
広島県人事委員会訓令第五号  
広島県監査委員訓令  
広島海区漁業調整委員会訓令  
広島県公営企業管理規程

本庁  
地方機関  
議会事務局  
選挙管理委員会事務局  
人事委員会事務局  
監査委員事務局  
労働委員会事務局  
海区漁業調整委員会事務局  
公営企業部本庁  
公営企業部地方機関

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
平成十九年四月一日

広島県知事 藤田 雄山  
広島県議会議長 新田 篤実  
広島県選挙管理委員会委員長 橋本 宗利  
広島県人事委員会委員長 丸山 明  
広島県代表監査委員職務代理者 高橋 義則  
広島海区漁業調整委員会会長 山本 正直  
広島県公営企業管理者 中村 博

広島県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

広島県訓令  
広島県議会議務局訓令  
広島県選挙管理委員会訓令  
広島県職員安全衛生管理規程（平成五年広島県人事委員会訓令第二号）の一部を次  
広島県監査委員訓令  
広島海区漁業調整委員会訓令  
広島県公営企業管理規程

のように改正する。  
第二条第一項第二号アの表出納長室の項を削る。

第十五条第一項中「及び出納長室」を削る。

第二十一条第二項中「結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第四条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十二条の二」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。